

# 学科Ⅲ法規の項目1.用語の解説

表1 「1級建築士YouTube講座」で解説する全ての項目（赤字は解説項目）

Ⅰ 計画	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18							
	設計	日史	西史	環境	寸法	パリ	都作	都市	住施	住作	事商	公共	病高	他作	総合	施工	積算	マネ							
Ⅱ 設備	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18							
	環用	気候	換気	伝熱	防火	日照	照明	音響	色彩	環総	設用	空調	給排	照明	電気	防災	搬送	総合							
Ⅲ 法規	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
	用語	面高	手続	一構	防火	避難	内装	設備	構強	道路	用制	容率	高制	防地	協定	建融	建士	都市	消防	高齢	耐震	省工	品確	融合	
Ⅳ 構造	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
	応力	部材	静定	不静	判別	崩壊	座屈	振動	荷重	地震	木造	RC	鉄造	SR	壁構	構総	地盤	基礎	耐震	構計	木材	コ材	金材	融合	
Ⅴ 施工	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	施計	現管	材管	届出	地盤	仮設	土工	基礎	鉄筋	型枠	コン	プレ	鉄骨	木造	防水	左官	ガ金	内装	外装	設備	改修	工総	用語	積算	契約

建築資格研究会：[www.kenchiku-shikaku.net](http://www.kenchiku-shikaku.net)

このユーチューブは、1級建築士の学科試験に合格できるように全力を尽くします。

ここでは、学科Ⅲ、法規の項目1、用語について解説します。

## Ⅲ法規の項目別一覧表 (H17～R6)

表3 Ⅲ法規の項目別一覧表(平成17年～令和6年)

NO	項目分類	年度																		出題数	出題確率 (%)		
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4			R5	R6
1	用語	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	20	3.5
2	高さ	3	2	3	3	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	20	3.5
3	建築手続	3	4	4	5.8	3.4	3.4	3.4	2.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	37	6.4
4	一般構造	2							5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	20	3.5
5	防火	4.6	4.12	2.5	2.8	1	0.19	0.19	6.9	6.7.8	6.8.9	6.9	6.7.8	6	6	6.7	6.8	6.7		6.8	6.7	41	7.1
6	避難	7	6.7	7.8	10	7.8.20	6.7		8	9	7	7	9	8.9	8.9	8.9	8.9	7.9	8		8	30	5.2
7	内装	8	8						7													8	1.4
8	設備	9	9	9	11	10	9	9	10													8	3.5
9	構造強度	10.11	10.11	10.11	9	11.12.13	11.12.13	11.12.14														9	9.5
10	道路	13	13	12	14	14	14	15														3	3.5
11	用途制限	12	16	14	12	15	15	16														3	3.5
12	容積率・建ぺい率	15	14	13	15	16	16	13														20	3.5
13	高さ制限	16	15	16	16	17	17	18	17	17											17	20	3.5
14	防火地域	14		15	13	18	18	17	18	18	18	18	18	18	19	16	18	18	18	18	18	18	3.1
15	建築協定	17	20	17	17	19	19	19	19	19	19	19	19	19	20	18		20			19	17	2.9
16	建築法融合	18	18	19	7.18	9	20.21	10.20	20	20	20	20	20	20	19	19.20	19.20	14.21	19.20	19.20	20	28	4.8
17	建築士法	19	17	18.25	19	21.22.23	0.0.0.0	0.0.0.0.0.0	21.22.23	21.22.23	21.22.23	0.0.0.0	0.0.0.0.0.0	21.22.23	0.0.0.0	21.22.23	0.0.0.0	21.22.23	22.23.24	21.22.23	21.22.23	57	9.9
18	都市計画法	30		20	20	24	26	27	26	24	24	24	25	24	24	24	24	25	24	24	24	19	3.3
19	消防法	21	19	21	21	25	27	29	24	25	25	25	26	25	25	25	25	26	25	25	25	20	3.5
20	高齢者法		23	23		26	28	24	25	26	26			26	26	26	26	26	26	26	26	16	2.8
21	耐震改修法	24		24		27	29		27				27									6	1.0
22	若工不法														30				27	27	27	4	0.7
23	品確法	22			22							26										3	0.5
24	関連法融合	23.25	0.0.0.0.0	22	23.24.25	28.29.30	30	25.28.30	28.29.30	0.0.0.0.0.0	0.0.0.0	27.28.30	28.29.30	27.28.30	27.28.29	27.29.30	0.0.0.0	28.29.30	28.29.30	28.29.30	28.29.30	59	10.2
	合計	25	25	25	25	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	578	100

注1) 項目分類は同項問題の名称を示す。H(平成)R(令和)は出題年度を示す。表内数値(1～30)は問題番号を示す。

No1. 用語

用語は、毎年  
1問が出ている

用語の問題は、過去20年間に於いて、必ず1問が出題されています。

# 1.用語の過去20年間での出題法文一覧表 (H17~R6)

【出法規】

表1 「用語」の出題法文一覧表

法文	頁	見出し	出題年度⇒														計	率								
			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30			R1	R2	R3	R4	R5	R6		
法2条1号	18	建築物			4					3					1			1				4	4.8			
法2条2号	18	特殊建築物									1				4							2	2.4			
法2条3号	18	建築設備			3			2		3					3			4			1	6	7.1			
法2条4号	18	居室													1						2	2	2.4			
法2条5号	18	主要構造部																			4	1	1.2			
法2条6号	18	延焼のおそれのある部分		4				3		3					1			3			1	4	7	8.3		
法2条7号	18	耐火構造				1																	1	1.2		
法2条7の2号	18	準耐火構造				2																	1	1.2		
法2条8号	19	防火構造			3				4														2	2.4		
法2条9の2号	19	耐火建築物		5	5				4						1					3	3		6	7.1		
法2条12号	20	設計図書																				3	1	1.2		
法2条13号	20	建築				5																	1	1.2		
法2条14号	20	大規模の修繕					2			4											4		3	3.6		
法2条18号	20	防火区画				2																	1	1.2		
法2条34号	20	防火区画																					2	2.4		
法7条の3	20	防火区画													2								2	2.4		
法23条	47	外壁(準防火性能)		4											3				1		3		3	3.6		
法56条の2	65	日影による高さ													2								1	1.2		
法61条	71	外壁の防火戸													3								1	1.2		
令1条2号	152	地階																					1	1.2		
令1条3号	152	構造耐力上主要な部分																			4	3	4	4.8		
令9条	156	建築基準関係規定				2																	2	7	8.3	
令13条	158	避難施設の範囲								1											2		2	2.4		
令39条	174	屋根ふき材(特定天井)																			2		1	1.2		
令43条	175	柱の小径(有効細長比)								3													1	1.2		
令82条の5	188	限界耐力計算									2												1	1.2		
令109条	201	防火戸等の防火設備																		2			4	2	2.4	
令112条	206	防火区画(特定防火設備)			1		5								4				2				1	5	6.0	
令115条の3	214	特殊建築物			3		1			1												2		4	4.8	
令120条の2	221	排煙設備(防煙壁)						3							2							3		4	4.8	
令126条の4	223	非常照明(学校)										1										4		2	2.4	
令144条の3	294	安全上重要(バルコニー)																				4		4	3	3.6
合計																							84	100.0		

## 出題法文一覧表 (H17~R6)

(会員講座で公開中)

研究会のホームページでは、平成17年から令和6年の過去20年間に  
出題された選択肢問題を、法文別に分類して一覧表にし、公開しています。

この表を見ると、どの問題が、どの法文で、何回ぐらい出題があったかが  
一目瞭然で分かります。

# 1.用語の2法文の出題確率

法文	見出し	計	
		数	率
法2条1号	建築物	4	4.8
法2条2号	特殊建築物	2	2.4
法2条3号	建築設備	6	7.1
法2条4号	居室	2	2.4
法2条5号	主要構造部	1	1.2
法2条6号	延焼のおそれのある部分	7	8.3
法2条7号	耐火構造	1	1.2
法2条7の2号	準耐火構造	1	1.2
法2条8号	防火構造	2	2.4
法2条9の2号	耐火建築物	6	7.1
法2条12号	設計図書	1	1.2
法2条13号	建築	1	1.2
法2条14号	大規模の修繕	3	3.6
法2条18号	工事施工者	1	1.2
法2条34号	プログラム	2	2.4
法7条の3	中間検査	2	2.4
法23条	外壁(準防火性能)	3	3.6
法96条の2	日影による高さ	1	1.2
法81条	外壁の防火戸	1	1.2
令1条2号	地階	1	1.2
令1条3号	構造耐力上主要な部分	4	4.8
令9条	建築基準関係規定	2	2.4
令13条	避難施設の範囲	2	2.4
令39条	屋根ふき材(特定天井)	1	1.2
令43条	柱の小径(有効細長比)	1	1.2
令82条の5	限界耐力計算	1	1.2
令109条	防火戸等の防火設備	2	2.4
令112条	防火区画(特定防火設備)	5	6.0
令115条の3	特殊建築物	4	4.8
令126条の2	排煙設備(防煙壁)	4	4.8
令126条の4	非常照明(学校)	2	2.4
令144条の3	安全上重要(バルコニー)	3	3.6
合 計		84	100.0

**用語の2法文の出題確率55%**  
(H17~R6の20年間)

法2条 用語の定義  
**50%**

令1条 用語の定義  
**5%**

合計出題確率  
**55%**

用語の問題は、過去20年間の出題確率を分析すると、法2条の用語の定義が50%、令1条の用語の定義が5%であり、この二つの法文だけで55%を占めます。

法2条は、過去20年間の、すべての年度で、ひとつの選択肢以上がでてきます。

従って試験がはじまったら、すぐに何も考えず法令集の法2条を開くと、そこには、必ず一つ以上の選択肢の法文があります。

この二つの法文以外に出題されたのは、14法文あります。

# 1.用語の法2条の出題法文

法文	見出し	計	
		問	%
法2条1号	建築物	4	4.8
法2条2号	特殊建築物	2	2.4
法2条3号	建築設備	6	7.1
法2条4号	居室	2	2.4
法2条5号	主要構造部	1	1.2
法2条6号	延焼のおそれのある部分	7	8.3
法2条7号	耐火構造	1	1.2
法2条7号の2号	準耐火構造	1	1.2
法2条8号	防火構造	2	2.4
法2条9号の2号	耐火建築物	6	7.1
法2条12号	設計図書	1	1.2
法2条13号	建築	1	1.2
法2条14号	大規模の修繕	3	3.6
法2条18号	工事施工者	1	1.2
法2条34号	プログラム	2	2.4
法7条の3	中間接合	2	2.4
法23条	外壁(準防火性能)	3	3.6
法56条の2	日影による高さ	1	1.2
法61条	外壁の防火戸	1	1.2
令1条2号	地階	1	1.2
令1条3号	構造耐力上主要な部分	4	4.8
令9条	建築基準関係規定	7	8.3
令13条	避難施設の範囲	2	2.4
令39条	屋根ふき材(特定天井)	1	1.2
令43条	柱の小径(有効細長比)	1	1.2
令82条の5	限界耐力計算	1	1.2
令109条	防火戸等の防火設備	2	2.4
令112条	防火区画(特定防火設備)	5	6.0
令115条の3	特殊建築物	4	4.8
令126条の2	連絡設備(防煙壁)	4	4.8
令126条の4	非常照明(学校)	2	2.4
令144条の3	安全上重要(バルコニー)	3	3.6
合計		84	100.0

法2条で5回以上は3法文  
(H17~R6の20年間)



法2条3号 建築設備 (6回)

法2条6号 延焼のおそれのある部分 (7回)

法2条9号の2 耐火建築物 (6回)

法2条について解説します。

法2条の中で、3号の建築設備、6号の延焼のおそれのある部分、9号の2の耐火建築物の3法文は、それぞれ5回以上が出題されています。

この3法文は重要ですので、次でそれぞれを解説します。

## 1.用語の法2条3号の出題内容

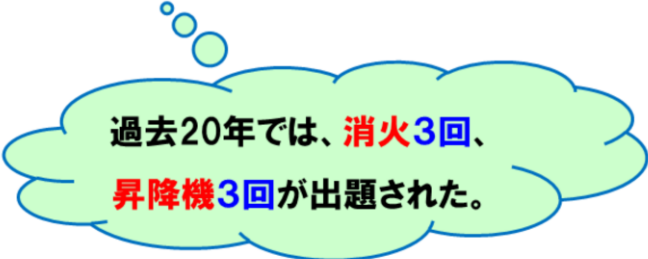
### 法2条3号 建築設備（6回出題）

#### 法2条3号 建築設備

電気
ガス
給水
排水
換気
暖房
冷水
消火
排煙
汚物処理(浄化槽など)
煙突
昇降機
避雷針

⇒消火と建築設備3回出題

⇒昇降機3回出題



過去20年では、消火3回、  
昇降機3回が出題された。

法2条3号の建築設備について解説します。

この建築設備は、電気から避雷針まで13種類が示されているが、その中で、しゅつだいされたのは、消火と昇降機のみです。

消火設備と昇降機が建築設備であるか等の問題です。

「防火戸は、建築設備に該当する」という間違っている問題がでました。

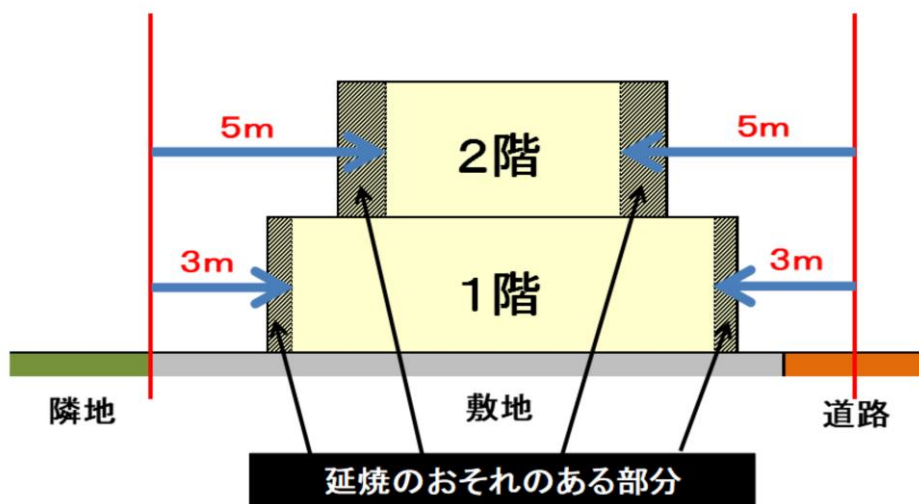
防火戸は、建築設備に該当しません。

1.用語の法2条6号の出題内容

**法2条6号 延焼のおそれのある部分** (7回出題)

① 隣地境界線

② 道路中心線



法2条6号の延焼のおそれのある部分について解説します。

この法文は、大きく三つの条件があり、ここではマル1と、マル2の二つの条件を解説します。

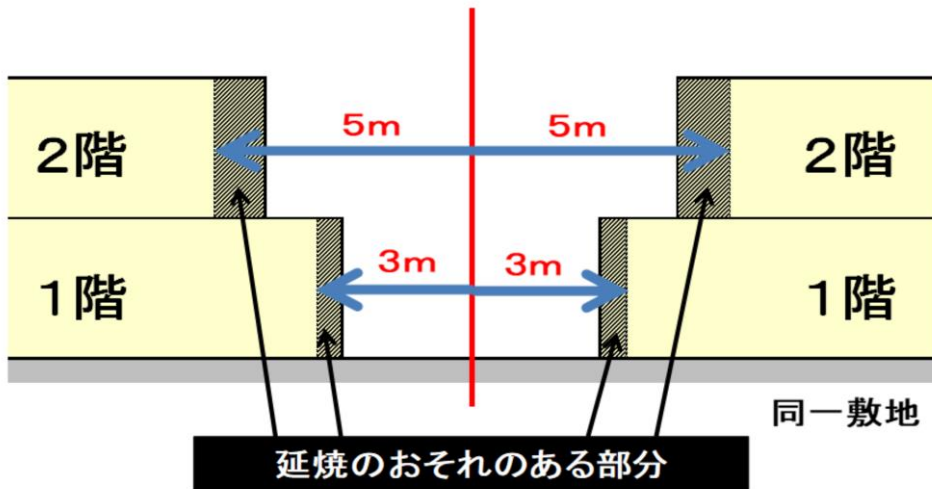
マル1は、隣地境界線からの例で、マル2は、道路中心線からの例です。

どちらも図の中で、赤線となっている隣地境界線と、道路中心線から、1階部分では、3m以内、2階以上では、5m以内の建築物が、延焼のおそれのある部分となります。



**法2条6号 延焼のおそれのある部分**（7回出題）

**③ 敷地内の外壁間の中心線**



残り一つの条件は、マル3の、敷地内の外壁間での、中心線からの距離です。

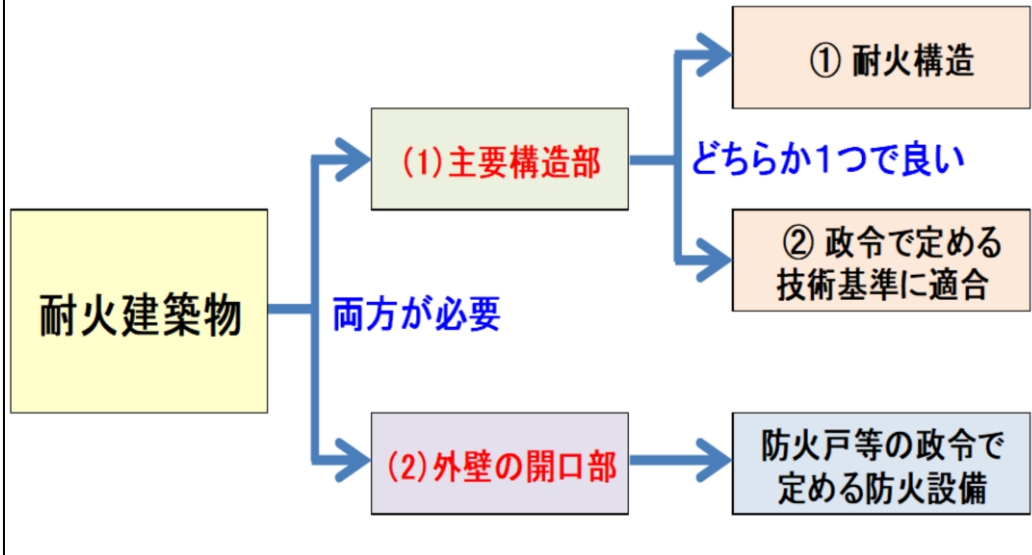
どういつ敷地に、二つの建物がある場合、その中心線である赤線から、1階部分では、3m以内、2階以上では、5m以内の建築物が、延焼のおそれのある部分となります。

過去に、2階部分の外壁間距離が、6mの場合は、延焼のおそれがある部分である、という間違いの問題がでました。

2階は、中心線からの距離が、5mであり、建物の外壁間の距離では、10mとなります。



## 法2条9号の2 耐火建築物（6回出題）



法2条9号の2の耐火建築物について解説します。

ここは、耐火建築物となるかどうかの問題です。

耐火建築物となるには、赤字のカッコ1の主要構造部と、カッコ2の外壁の開口部の両方が必要です。

過去の問題では、どちらか一つだけが示されて耐火建築物であると出題されましたが、ここは両方ないと耐火建築物になりません。

なお、カッコ1の主要構造部の条件は、マル1の耐火構造か、マル2の政令で定める技術基準に適合するかの、どちらか一つが該当すればよいです。

## 1.用語の令1条の出題内容

法文	見出し	計	
		問	%
法2条1号	建築物	4	4.8
法2条2号	特殊建築物	2	2.4
法2条3号	建築設備	6	7.1
法2条4号	居室	2	2.4
法2条5号	主要構造部	1	1.2
法2条6号	瓦等のおそれのある部分	7	8.3
法2条7号	耐火構造	1	1.2
法2条7の2号	準耐火構造	1	1.2
法2条8号	防火構造	2	2.4
法2条9の2号	耐火建築物	6	7.1
法2条12号	設計図書	1	1.2
法2条13号	築業	1	1.2
法2条14号	大規模の修繕	3	3.6
法2条18号	工事施工者	1	1.2
法2条34号	プログラム	2	2.4
法7条の3	中間検査	2	2.4
法23条	外壁(準防火性能)	3	3.6
法96条の2	日影による高さ	1	1.2
法61条	外壁の防火戸	1	1.2
令1条2号	地階	1	1.2
令1条3号	構造耐力上主要な部分	4	4.8
令9条	築業基準関係規定	7	8.3
令13条	避難施設の種類	2	2.4
令39条	屋根ふき材(特定天井)	1	1.2
令43条	柱の小径(有効細長比)	1	1.2
令82条の5	限界耐力計算	1	1.2
令109条	防火戸等の防火設備	2	2.4
令112条	防火区画(特定防火設備)	5	6.0
令115条の3	特殊建築物	4	4.8
令126条の2	排煙設備(防煙壁)	4	4.8
令126条の4	非常照明(学校)	2	2.4
令144条の3	安全上重要(バルコニー)	3	3.6
合計		84	100.0

令1条は**5%**出題  
(H17~R6の20年間)



令1条**2号**地階(1回)

令1条**3号**構造耐力上主要な部分(4回)

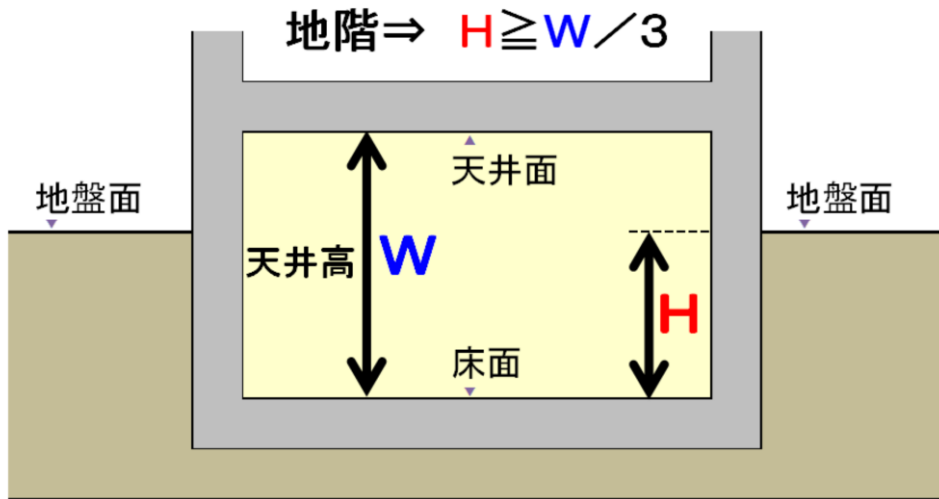
令1条の用語の定義は、5%の出題確率です。

過去20年では、2号の地階が1回、3号の構造耐力上主要な部分が4回でています。

2号地階と、3号構造耐力上主要な部分については、次に解説します。

1.用語の令1条2号の出題内容

**令1条2号 地階 (1回出題)**



**地階**とは、**H**が**W**の**1/3以上**


令1条2号の地階について解説します。

地階とは、床面が地盤面より下にある階で、床面から地盤面までの高さHが、天井の高さWの1/3以上である場合です。

過去に高さの数値を示して計算することで、1/3以上で地階となるか判断させる問題がでています。

## 1.用語の令1条3号の出題内容

### 令1条3号 構造耐力上主要な部分（4回出題）

主要構造部		構造耐力上主要な部分		
<b>法2条5号</b>  <b>【主要構造部】</b>  建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除く。	壁 柱 床 はり 屋根 階段	<b>令1条3号</b>  <b>【構造耐力上主要な部分】</b>  建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの。	基礎 基礎ぐい 壁 柱 小屋組 土台 斜材 火打材 床版 屋根版 横架材	
		<b>違い</b> 		

令1条3号の構造耐力上主要な部分について解説します。

ここは、法2条5号の主要構造部と、令1条3号の構造耐力上主要な部分の違いを比較しながら把握すると、理解しやすいです。

出題内容が法2条に該当するのか、それとも令1条に該当するのかを判断します。

過去に、積載荷重を支える最下階の床版は、という問題がでましたが、この最下階の床版は、法2条の床ではなく、令1条の床版に該当します。

## 1.用語の令9条の出題内容

### 令9条 建築基準関係規定（7回出題）

### 赤字が過去20年間で出題のあった法文

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ① 消防法     | ⑨ 宅地造成等規制法    |
| ② 屋外広告物法  | ⑩ 流通業務市街地整備法  |
| ③ 港湾法     | ⑪ 液化石油ガス法     |
| ④ 高圧ガス保安法 | ⑫ 都市計画法       |
| ⑤ ガス事業法   | ⑬ 特定空港航空機騒音法  |
| ⑥ 駐車場法    | ⑭ 自転車安全法      |
| ⑦ 水道法     | ⑮ 浄化槽法        |
| ⑧ 下水道法    | ⑯ 河川浸水被害対策法2回 |

令9条の建築基準関係規定について解説します。

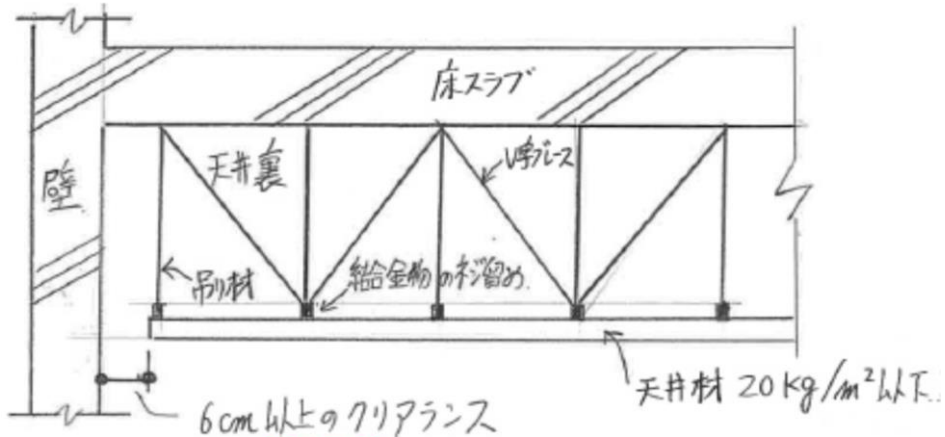
ここは、令9条にある16法文が示されて、それが建築基準関係規定に該当する法文か等の問題です。

過去20年間で出題のあった法文は、ここに赤字で示す6法文です。

## 1.用語の令39条と令112条の出題内容

### 特定天井と強化天井

**特定天井**は脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるもの、**強化天井**はその下方からの通常の火災時の加熱に対して上方への延焼を有効に防止できるものである。



**特定天井の天井等落下防止対策**

令39条の特定天井と令112条の強化天井について解説します。

特定天井は、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものです。強化天井は、その下方からの通常の火災時の加熱に対して上方への延焼を有効に防止できるものです。

特定天井は、製図試験でも出題されるので、下図を一緒に理解するとよいです。

特定天井の天井等落下防止対策は、V字ブレース、壁との離隔6cm以上のクリアランス、天井材を $20\text{kg}/\text{m}^2$ 以下とします。

1.用語の令115条の3の出題内容

**令115条の3 特殊建築物（4回出題）**

**過去20年間で出題のあった特殊建築物**

- ① **テレビスタジオ（H18出題）**
- ② **障害者支援施設（H19出題）**
- ③ **地域活動支援センター（H22出題）**
- ④ **幼保連携型認定こども園（R4出題）**

令115条の、特殊建築物について解説します。

この令115条の3には、「耐火建築物等としなければならない特殊建築物」が示されてるが、その建物が特殊建築物に該当するか等の問題です。

過去20年間で出題のあった建物は、ここに示す4施設です。

以上でⅢ法規の項目1、用語の解説を終了します。